変形労働時間制は過密労働を招くもの！（県条例制定に反対を）（組合）

十二月十一日、香教組三豊支部（石川謹章支部長）は、県教委西部教育事務所（大谷伸一所長）に、教職員の勤務条件改善と多忙化解消のための要求行動をしました。詳しくは次のとおりです。

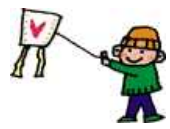

三豊支部が西部教育事務所へ要求書提出

教職員の勤務条件を改善するために、下記のとおり要求します。

記

1、教職員の生活に見合った賃金を保障すること。
2、少人数学級を早期に実現すること。学校や子どもの実態に合わせ、県独自の加配をすすめること。
3、勤務評定をやめ、成績主義賃金を廃止すること。
4、全児童・生徒対象の「学習状況調査」を今後実施しないこと。「全国学力テスト」を実施しないよう文科省に申し入れること。
5、勤務時間を守れるよう適切な指導を講じること。また、代休やわりふりについては実質とれるように指導すること。
6、小学校の特別クラブ、中学校の部活などの適正化を図ること。
7、教職員の信頼の厚い民主的な人を管理職として登用すること。そして、管理職の人権意識を高めるよう指導すること。
8、教育事務所訪問をやめること。少なくとも授業参観及び指導は、希望者のみにすること。
9、管理職が多忙化を解消し、教職員の健康管理に配慮するように指導すること。
10、1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
11、その他

〔石川支部長〕（中央）

〔小西所長補佐〕

《賃金保障について》
安心して教育活動に専念できるような給与を保障すること！

組合　教職員の年金・給与が実質下がっている。全国と比較しても香川県は給与額が低いと聞いている。安心して働けるような教職員の生活に見合った給与額を保障して欲しい。

《少人数学級について》
必要な所にお金を使い、すべての小中学校で少人数学級を実現すること！

組合　コロナウイルス感染症対策の中、20人学級が実現すればよいと思う。今、学校に行きにくい児童・生徒が増えている。また、2学期後半に問題行動が多くなっているようだ。子どもに寄り添う教育を進めるためにも更なる少人数学級編成を実現するべきだ。35人学級編成は、そんなに予算がかからないという研究発表を見たことがある。国に要望して欲しい。

《加配の拡充について》

組合　「県独自の加配（少人数加配）は助かるなあ」「専科の先生がいてくれると助かるのに・・・」「各学年団に支援員さんがいてくれたらなあ」などという声がある。県独自の加配を拡充して欲しい。また、教職員定数（特別支援教育も含む）の改善も訴えて欲しい。

《成績主義賃金廃止を》
勤務評定をやめ、成績主義賃金を廃止すること！

組合　どうやって評価しているのか基準が分からない。「この成績主義賃金制は教育現場にはなじまない。評価基準等が開示請求できないのは全国でも香川県、愛媛県の2県だけであると聞いた。西部事務所でも調べて検討して欲しい。

《学力テスト等廃止を》

組合　全国学力テストや県学習状況調査に向けて、過度に過去問をやらせるなどの結果、勉強嫌いの子が増えている。ある小学校の校長は、校長が全児童の県版テストをチェックして、「テストで結果が出るような指導・練習・押さえをお願いします」「特定の子以外は、70点以上とれるようにしたいです」「よく似た問題をやらせておき、ほぼ全員ができるようにしてテストを受けるとよかったですね」などと**担任を細かく指導**しているという。まさに、点数偏重主義の管理職である。先生方は大変である。昔、全国学テで香川県が全国一位の時代、やりすぎのひどい取り組みをしていた。今の現場がそれに近づいていっているのかと心配である。本当の学力が身につく教育をするべきである。

《勤務の適正について》
勤務時間を守るよう適切な指導を講じること！また、代休や割り振りは実質とれるように指導すること！

組合　各学期中の超過勤務に対して割り振りを長期休業中にきちんと出す学校が増えてきていることはよいことである。しかし、その割り振りが長期休業中に取り切れないほど忙しかったり、研修・行事・部活動が入ったりしている。全体の仕事量をもっと減らすべきである。

組合　働き方改革が進められる中、ある学校では、残業が月80時間を超えると**管理職による面談や指導**があり、それがプレッシャーになるので、勤務時間が少なくなるように**ICカードの押す時間を調整**したり、教頭が個人のカードを預かり勤務時間が短く記録されるよう調整したりする学校が増えてきている。ある学校では、土日に勤務してもICカードを押さない教員に対して、教頭が「0（ゼロ）はいかん」と言った。言われた教員は、「どうすればいいの？」と困り果て、「教頭先生、代わりに打っておいて下さい」と言った。ICカードの導入は勤務実態を調査して、**働き方改革（多忙化解消）に役立てるため**であったが、これでは、何のためのICカードか分からない。**残業の実態が隠されている**だけである。大きな問題である。

組合　ある学校では、セレクトクラブの指導に割り振りを出している学校がある。良い事例はもっとお知らせして欲しい。

《特別クラブ・部活動の適正化を》

組合　クラブ・部活動において、子どもの健康や成長を考慮した適正な運営となるよう指導して欲しい。働き方改革の一環で、部活の休養日や「ノー部活デー」などを設定する学校が増えている。更に、改革を進めて欲しい。

《民主的な管理職を》

組合　民主的な管理職登用をお願いしたい。

組合　ある学校では、時間外労働が80時間を超えると**校長による面談を強制**され、なぜ残業が多くなるのか問いただされる。教職員はそれが嫌で、平日や土日の仕事において、わざと遅らせてICカードを打つなどして、面談を受けな

発行所
三豊教育会館内
香教組三豊支部
編集人情宣部
TEL 0875-25-3761
http:/www.niji.jp
/ home/kazuo-t
/ mitoyosibu1

香教組「署名・カンパ」ご協力ありがとうございます。声を県へ届けます！

1年単位の変形労働時間制反対！
「教職員の働き方改革」を更に進めよ！
多忙化解消し教職員の健康を守れ！　（組合）

くて済むように苦労しているという。また、別の管理職は「早く帰って下さい」と教職員に呼びかけても、「仕事があるから帰れない」という現実がある。でも、帰ってもらうような言葉掛けをしないといけないし・・・。と、「私はどうすれば良いの？」と、管理職自身も困っている。この現状をどうすれば良いのだろう。

組合　パワハラ相談の窓口は3つですよね。①市教委の窓口、②学校訪問の時や面談の時、③職場の窓口（パワハラ相談担当）がある。しかし、パワハラを受けても一教員が窓口に相談したり、訴えたりするのはかなり勇気がいるものだ。教職員組合の方にもパワハラ相談の窓口があり、時々相談が入ってきている。相談しやすい環境も大事である。

《学校訪問について》

職場の多忙化を解消するために学校訪問をすべての学校で半日日程にするなど簡素化すること！

組合　授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。学校訪問の内容（日程）は、市町教委の指導の下、**各学校で定める**ことになっている。

組合　今年はコロナウイルス感染症対策の影響で、半日日程にした学校も多かったようであるが、半日でちょうど良かったという意見が多かった。しかし、説明資料の作成などでは、例年と同じように労力がかかり、大変であった。西部教育事務所は、そのような立派な説明資料の作成を求めていないと言っているが、**管理職はたくさんの資料作成や過度の気遣いをやりたがる。**教職員にとって負担が大きい。西部教育事務所から、過度の資料作成や気遣いはいらないと言ってもらえたらありがたい。

組合　新規採用教員には、1年間指導の先生がついて指導してくれるのだが、講師の人には指導の先生はつかない。せめて、大学卒業1年目の講師採用者などには指導の先生をつけてあげたらよいのではないか。

組合　ある学校では、学校訪問時の**授業参観後の指導について、50歳代以上は廃止**とした。これにより、余分な労力やストレスが軽減された。

《多忙化解消について》

教職員の健康を守るため、勤務時間を守り、多忙化を解消すること！

組合　**教職員調査票**の提出期限が、今年は、12月18日が提出締め切りになり、例年よりかなり早くなった。組合の本部に確認したところ、職員調査票の裏面に「本人・家族等の意見欄」を新しく設けたからであると聞いている。詳しく聞いてくれるのはありがたい。しかし、12月18日といえば、まだ2学期中の一番忙しい時期であるし、この早い時期に来年度の人生設計や構想を考えるにはまだ早すぎてじっくり考えられない。

組合　**教員未配置問題**が県下でもまだ続いている。何とかして欲しい。

組合　**三豊市に「C4th」**というPCシステムが導入されたが、システム的に不十分な点があり、「入力」と「反映」が合っていない。通知表では、3学期制の枠組みだが、（委員・係の欄など）前期・後期制の学校は困っている。指導要録もデータ作成であると言いながら、最終は卒業時に紙媒体を作成することになっている。（結局同じ）また、三豊市からお知らせもあるので「C4th」をしっかり開いて見るようにと強制されて、更に多忙となっている。（誰が開いたか市の方でチェックされているなどと脅される）結局、**「C4th」の導入**で何が変わったかと言えば、①内容に融通がきかなくなった②手間がかかる③使用を強制される　など、デメリットしか思い浮かばない。

組合　先日、小中学校の教職員合同でリサイクル活動をした。生徒はコロナ感染症対策のため不参加であった。**教職員の安全と健康**は守られないのか。行事など**本当に大丈夫**なのか。県教委として**コロナ対策基本方針**を示すべきである。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

これら組合の要求に対して県教委西部教育事務所（小西所長補佐）は次の様に回答しました。

所長補佐　要求を聞き現場のことが分かった。義務課や所長に伝えたい。

〔要求する香教組三豊支部〕

「1年単位の変形労働時間制」

「1年単位の変形労働時間制」は教員にはなじまない。学期中が繁忙期だからといって勤務時間を延ばしても結局見積もった時間よりも更に（退庁時間が）遅くなるだけであるし、長期休業中は閑散期であるといっても、学期中の割り振りがきちんと取り切れないぐらい忙しいので、更なる多忙を招くだけである。また、今まで夕方の時間に可能であった「通院」「子どもの迎え・夕食の世話」「親の介護」「体調不良のため帰る」「特に急ぐ仕事がないので帰る」などが、年休を取得しなければならない状況になる恐れが出てくる。国が法制化した、次の段階として、県の条例、市町の規則、各学校の運用となるのだが、各段階の適正な判断で食い止めていく必要がある。**先ずは、付帯決議（前提条件）を守ることだ。**

「わりふり」

「修学旅行等の超過勤務に対する回復措置の要望に対して、過去に管理職が「**特殊勤務手当**が出ているから割り振りは出せない。」と言ったケースがあったようだが、特殊勤務手当は、泊を伴うことや勤務が困難であるという**勤務の特殊性から手当が出されているものであり超過勤務を保障するものではない。**従って、手当が出ているから際限なく働かせても良いということではなく、むしろ、超過勤務に対しては**回復措置を講じるべきである。**また、「公立学校の時間外勤務命令の制限」（給特法、限定4項目）①実習、②学校行事、③教職員会議、④非常災害業務、にあっても**「臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合」**とされている。修学旅行の時間外勤務については、事前に分かっている計画なのでこれに値しない。つまり、命令できないことをやらせているのだから**割り振りを与えるのは当然**である。」

豊浜の給食を考える会

１１月２８日に豊浜の給食をマえる会主催で学習会（テーマ：豊浜小・中学校の給食はどうなる？、講師：高松市内小学校教諭　濱田里美さん）を開催しました。給食や自校方式のよさが話題に上りました。

豊浜公会堂